

## 議案第3号

### 幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「57万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第3条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の7.3」を「100分の7.4」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条中「2万3,000円」を「2万7,500円」に改める。

第5条中「100分の2」を「100分の2.1」に改める。

第5条の2中「1万500円」を「1万1,800円」に改める。

第6条中「100分の1.2」を「100分の1.6」に改める。

第7条中「1万円」を「1万400円」に改める。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第21条中「57万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「16,520円」を「1万9,250円」に改め、同号イ中「7,350円」を「8,260円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,280円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「11,800円」を「1万3,750円」に改め、同号イ中「5,250円」を「5,900円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,200円」に改め、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「特定同一世帯所得者」を「特定同一世帯所属者」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、「4,720円」を「5,500円」に改め、同号イ中「2,100円」を「2,360円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,080円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3

月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 4, 125 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 875 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 1 万 1, 000 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 万 3, 750 円

(2) 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号イに規定する金額を減額した世帯 1, 770 円

イ 前項第 2 号イに規定する金額を減額した世帯 2, 950 円

ウ 前項第 3 号イに規定する金額を減額した世帯 4, 720 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 900 円

第 21 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第 2 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 3 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に、「山林所得金額」を「及び山林所得金額」に改める。

附則第 4 項及び第 6 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

附則第 7 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に、「附則第 314 条の 2 第 2 項」を「第 314 条の 2 第 2 項」に改める。

附則第 8 項から第 12 項までの規定中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改め

る。

附則第13項中「第21条」を「第21条第1項」に、「条約適用配当等の合計額」を「条約適用配当等の額の合計額」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

#### 提 案 理 由

国民健康保険税の課税額の限度額、税率等の改正及び地方税法施行令の一部改正に伴う未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の実施をしたいので、この案を提出するものである。